

平成二十五年十一月十二日受領
答 弁 第 四 五 号

内閣衆質一八五第四五号

平成二十五年十一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、一般的に、他国との間で解決すべき領有権の問題という意味で、「領土問題」という表現を用いている。

二について

我が国が抱える領土問題には、北方四島及び竹島をめぐる問題が存在する。

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島に関する我が国の立場は、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しないというものである。

三について

御指摘の動画は、外務省大臣官房がその原案を作成し、政府内においてしかるべく決裁を経た上で確定され、配信されたものであり、我が国の領土に関する立場について、国内外で正しい理解を更に深めてい

ただくことを目的とするものである。

四及び五について

政府としては、三について述べた観点から、御指摘の動画を公表することにより、二について述べた尖閣諸島に関する我が国の一貫した立場に対し、国内外における理解が更に深まるものと期待している。